

# 配管工事を含む台所リフォームについて

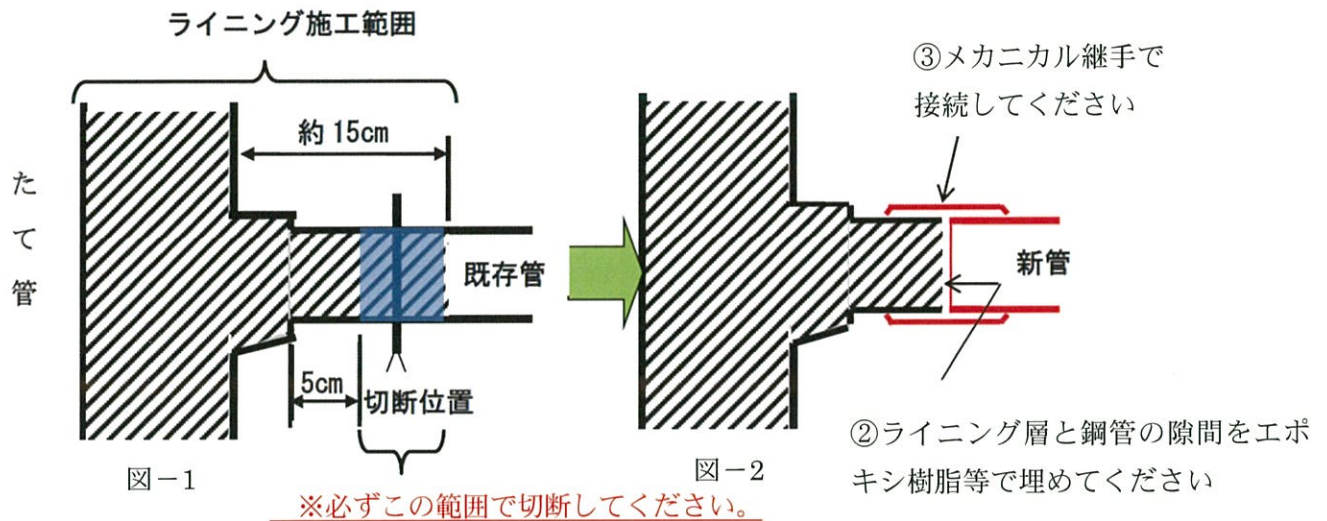
## 《注意事項》

府中多摩川通り住宅管理組合

当建物の台所排水共用立管及び各住戸枝合流部（立管外側から概ね 15 cm）は更生工事（P・C・G FRPサポーター工法／FRPライニング）をしています。専有部のリフォームをお考えの組合員の皆様へ台所専有部排水管更新に関する注意事項をご案内します。更生工事は、図-1の斜線部に施されています。

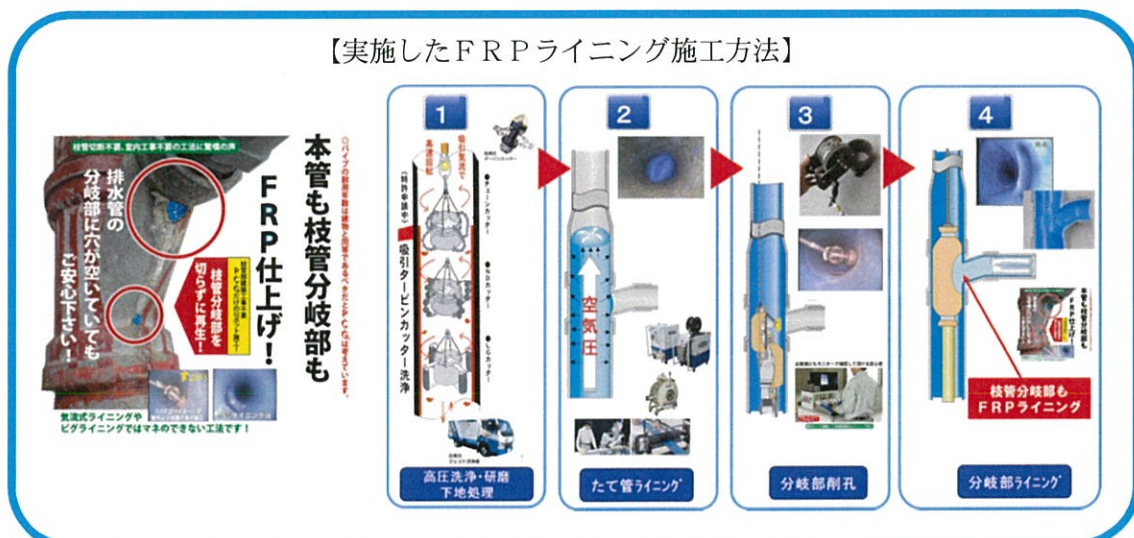
※リフォーム等で住戸内の台所排水管共用部付近にて専有部の配管更新を行なう際には下記の方法で施工してください。

- ① 下記寸法の範囲内で既存管を切断してください。切断にはのこぎりやセーバーソーをお使いください。
- ② 既存管切断面のライニング層と鋼管の隙間は、エポキシ樹脂等で埋めてください。
- ③ 新管をメカニカル継手で接続してください。



内部のライニングが破損しますので、既存管を立管継手部から取り外す事はできません。ライニング施工範囲の配管部分ではグラインダーによる切断やガストーチなどの火気使用は出来ません。ライニング部分の温度が70度以上になるとライニング材の変形や剥離等の破損原因となります。

上記のとおり施工を実施せずに、ライニング部を破損した場合には区分所有者及びリフォーム工事会社の責任にて更生工事の補修を行うこととなりますので、十分に注意して施工してください。



☆その他、ご不明点は下記まで

株式会社P・C・Gテクニカ 担当 吉川 03-3440-6401

「配管工事を含む台所リフォームについて」（改訂版）資料の再配布について

4月22日（土）に屋内排水管更生工事（台所系統）の竣工検査（現場検査・書類検査）が終わり、無事に管理組合へ引渡されました。

工事の引渡しに伴い、前回配布いたしました資料につきまして内容の改訂を行いましたので、再配布いたします。前回配布資料は破棄していただき、本資料を保管してください。

主な改訂点は

- 1 台所排水管共用部付近にて専有部の配管更新を行う場合の注意事項としました。  
※ 台所リフォームの際にライニング施工範囲内で新しい配管と接続する場合は注意事項の要領で工事を行ってください。
- 2 ライニングを破損した場合の責任者区分を明確にしました。  
※ ライニングを破損した場合の責任は区分所有者となります。

リフォーム工事の検討や施工を行う際には施工会社と注意事項の内容をよく確認のうえ、正しく施工して頂くようお願いいたします。

なお、今回配布いたしました資料につきましては管理事務所に常備しておりますので必要な場合にはお申し出ください。

組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（前回の資料）

排水管更生工事終了に伴うリフォームガイド 追加のお知らせ

・屋内排水管更生工事（台所系統）が終了し、14日（金）に現場事務所も撤去されました。

長期に渡る工事中の住民の皆様のご協力を大変感謝いたします。

・4月22日（土）に竣工検査（現場検査・書類検査）を行い、管理組合に引き渡され、

20年保証が開始と成る予定です。但し、その保証を維持する為には、

今後のリフォーム時に住戸内の台所排水管（専有部の枝管）を交換する場合は、

別紙「配管工事を含む台所リフォームについて」にある

①～③による施工が必須と成ります。

特に、枝管交換時に一般的に行われている既存枝管をたて管から取り外すことは厳禁

この場合、更生工事を行ったライニングが破損する可能性が有り

保証対象外の原因と成ります。

これらの条件から、リフォーム時には添付の資料を良くご確認いただき、

リフォーム申請時に業者に渡すリフォームガイド（管理事務所に常備）に加えて、

本注意事項に沿ったリフォーム作業を実施していただくように

皆様の理解も併せて、お願いいたします。